埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正及び 協議会長の選任(案)について

1 現状

協議会長の選任は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程第9条第2項の規定により、「会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者のうちから、委員の互選によって定める。」と規定されている。

こうした中、現加藤会長(北埼玉医師会長)は、本年6月14日をもって、北埼玉医師会の代表者を退任される予定とのことである。

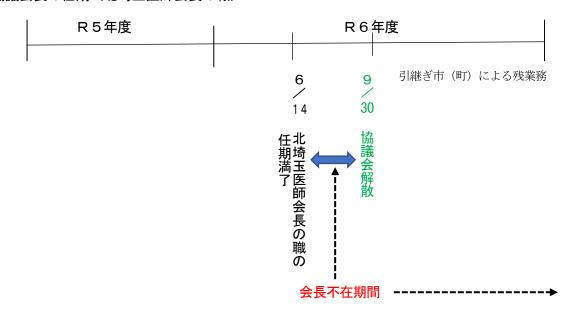
ご承知のとおり、協議会はその後、約3か月強で解散 (9月30日) し、清算事業のうち残業務 に入ることから、これまでどおり、現会長(北埼玉医師会長)に引き続き会長職を担っていただき、残業務を円滑に遂行したいと考えている。

ついては、協議会規程の一部を改正し、新たに会長を選任することについて、協議会(作業部会)の承認を得たいので、提案するものである。

〇 協議会事業



協議会長の任期(北埼玉医師会長の職)



2 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正(案)について

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程(平成23年8月22日制定)の一部を次のように 改正する。

第9条第2項を次のように改める。

会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者(前代表者を含む。)のうちから、 委員の互選によって定める。

附則

この規程は、令和6年6月12日から施行する。

(参考) 新旧対照表

(委員)

- 第5条 当団体の委員は、次に掲げる組織の代表者とする。
 - (1) 医師会(北埼玉医師会、加須医師会、南埼玉郡市医師会、北葛北部医師会)
 - (2) 歯科医師会(北埼玉歯科医師会、埼葛歯科医師会)
 - (3) 薬剤師会(加須市薬剤師会、羽生市薬剤師会、久喜白岡薬剤師会、幸手薬剤師会)
 - (4) 自治体(行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)
 - (5) 事業実施者
 - ① 北埼玉医師会立メディカルセンター
 - ② 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院
 - ③ 社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院
 - ④ 社会医療法人壮幸会行田総合病院
 - ⑤ 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院
 - ⑥ 医療法人士屋小児病院
 - ⑦ 医療法人徳洲会羽生総合病院
 - ⑧ 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
 - (6) 加須保健所
 - (7) 幸手保健所
 - (8) その他、当団体に委員として加入したい旨申込を受け、総会の承認を得た団体又は組織

(役員の種類及び定数)

- 第9条 当団体に、次の役員を置く
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 9名
 - (3) 監事 2名以内
- 2 会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者(前代表者を含む。)のうちから、 委員の互選によって定める。
- 3 監事は、委員以外の者とする。
- 第10条 会長は、総会において選任する。
- 3 協議会長の選任(案)について
 - (1) 選任したい者 加藤 誠氏(現北埼玉医師会長:協議会長)
 - (2) 任 期 北埼玉医師会長の職の任期満了の翌日から協議会の清算事業 (決算業務) が終了した日まで